≪選挙人名簿抄本の閲覧について≫

**選挙人名簿は、コピーできません*！！***

★ 平成１８年の公選法改正により、大量の有権者情報を容易に入手できるコピーは、不当な目的による選挙人名簿抄本の閲覧、流通等を高めるおそれがあるため、認めておりません。

*閲覧情報の他目的利用、第三者提供の禁止*

■ 閲覧により知り得た事項を、本人の事前の同意を得ないで利用目的以外の目的に利用し、又は事前に申し出た以外の者に取り扱わせることは禁止されます。

*選挙管理委員会による勧告及び命令*

■ 選挙管理委員会は、不正な閲覧、閲覧により知り得た事項の他目的利用や第三者提供が行われている場合、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、勧告や命令をすることができます。

■ 選挙管理委員会は、その他必要な限度において申出者から必要な報告をさせることができます。

*氏名・利用目的の概要等の公表*

■ 選挙管理委員会は、毎年少なくとも１回、選挙人名簿抄本の閲覧の状況について、閲覧申出者の氏名、閲覧対象となった選挙人の範囲、利用目的の概要等について公表することとなります。

*罰　　　　　　則*

■ 偽りその他不正の手段により閲覧した場合や他目的利用・第三者提供をした場合、３０万円以下の過料が課されます。

■ 選挙管理委員会の命令に違反した場合、６ヶ月以下の懲役又は３０万円以下の罰金が課されます。

人吉市選挙管理委員会